投資者の皆さまへ Monthly Fund Report

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド (資産成長コース/通貨αコース)

追加型投信/海外/債券

基 準 日 : 2023年12月29日

「資産成長コース」の運用状況

信託期間 : 2014年1月24日 から 2024年1月17日 まで

決算日 : 毎年1月17日および7月17日(休業日の場合翌営業日)

_________ : _______ 5620

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

≪基準価額・純資産の推移≫

2023年12月29日現在

基準価額 10,235 円 純資産総額 149百万円

| 期間別騰落率 | |
|--------|---------|
| 期間 | ファンド |
| 1カ月間 | -7.6 % |
| 3力月間 | -4.6 % |
| 6力月間 | -5.4 % |
| 1年間 | +8.3 % |
| 3年間 | +11.4 % |
| 5年間 | +10.8 % |
| 年初来 | +8.3 % |
| 設定来 | +4.4 % |



- ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
- ※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
- ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
- ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

≪分配の推移≫

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年 | 分配金 | |
|--------|---------|----------|
| 第1~7期 | 合計: | 70円 |
| 第8期 | (18/01) | 10円 |
| 第9期 | (18/07) | 10円 |
| 第10期 | (19/01) | 10円 |
| 第11期 | (19/07) | 10円 |
| 第12期 | (20/01) | 10円 |
| 第13期 | (20/07) | 10円 |
| 第14期 | (21/01) | 10円 |
| 第15期 | (21/07) | 10円 |
| 第16期 | (22/01) | 10円 |
| 第17期 | (22/07) | 10円 |
| 第18期 | (23/01) | 10円 |
| 第19期 | (23/07) | 10円 |
| 分配金合計額 | 設定 | 定来: 190円 |

直近12期: 120円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | | |
|-------------|-----|--------|
| 資産 | 銘柄数 | 比率 |
| | | |
| コール・ローン、その他 | | 100.0% |
| 合計 | | 100.0% |

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定•運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

- 一般社団法人日本投資顧問業協会
- 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

「通貨 α コース」の運用状況

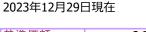
信託期間 : 2014年1月24日 から 2024年1月17日 まで

: 毎月17日(休業日の場合翌営業日)

回次コード: ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

5621

≪基準価額・純資産の推移≫



2,742 円 基準価額 純資産総額 431百万円

| 期間別騰落率 | |
|--------|---------|
| 期間 | ファンド |
| 1カ月間 | -7.5 % |
| 3力月間 | -5.4 % |
| 6カ月間 | -6.5 % |
| 1年間 | +2.8 % |
| 3年間 | -2.0 % |
| 5年間 | -5.3 % |
| 年初来 | +2.8 % |
| 設定来 | -11.5 % |



- ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
- ※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
- ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
- ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

≪分配の推移≫

(1万口当たり、税引前)

直近12期: 360円

| 決算期(年 | 分配金 | |
|--------------------|---------|-----------|
| 第1~106期 | 合計: | 6,380円 |
| 第107期 | (23/01) | 30円 |
| 第108期 | (23/02) | 30円 |
| 第109期 | (23/03) | 30円 |
| 第110期 | (23/04) | 30円 |
| 第111期 | (23/05) | 30円 |
| 第112期 | (23/06) | 30円 |
| 第113期 | (23/07) | 30円 |
| 第11 4 期 | (23/08) | 30円 |
| 第115期 | (23/09) | 30円 |
| 第116期 | (23/10) | 30円 |
| 第117期 | (23/11) | 30円 |
| 第118期 | (23/12) | 30円 |
| 分配金合計額 | 設定列 | 尺: 6,740円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決 定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するもの ではありません。分配金が支払われない場合もあります。

≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | | |
|-------------|-----|--------|
| 資産 | 銘柄数 | 比率 |
| | | |
| コール・ローン、その他 | | 100.0% |
| 合計 | | 100.0% |

≪ファンドマネージャーのコメント≫

【ファンドの運用状況】

当ファンドは償還に向けて、安定運用に移行いたしました。これまで 長きにわたり、当ファンドをご愛顧賜り、誠にありがとうございました。

各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

- ① ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース):資産成長コース
- ② ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 α コース):通貨 α コース

①②各ファンドの総称を「ダイワ新興国ソブリン債券ファンド」とします。

Daiwa Asset Management

≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

- ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)
 - ・新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 a コース)
 - ・新興国の現地通貨建債券への分散投資とオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築し、オプションプレミアムの獲得ならびに信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・新興国の現地通貨建債券に分散投資します。
- ・ [通貨 a コース] においては、通貨のオプション取引を活用した通貨カバードコール戦略を構築します。
- ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)
 - ・年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
- ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 a コース)
 - ・毎月決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

≪投資リスク≫

● 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

| 公社債の価格変動 | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下 |
|-------------------|---|
| (価格変動リスク・信用リスク) | 落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行 |
| | 体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の |
| | 価格は下落します。 |
| | 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じ |
| | るリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基 |
| | 準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レー |
| | トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方 |
| | 向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| | 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相 |
| | 対的に高い為替変動リスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、ま |
| | たは取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 |
| | 方針に沿った運用が困難となることがあります。 |
| | 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 |
| 通貨カバードコール戦略の利用に伴う | ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 α コース) |
| リスク | ・オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の為替水準、権利行使価格、為替変 |
| | 動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、需給等により決定されるため、 |
| | 変動します。 |
| | ・為替水準や為替変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を |
| | 被る場合があります。 |
| | ・通貨カバードコール戦略では、円に対する各新興国通貨の為替レートが上昇した場 |
| | 合の為替差益が限定されるため、通貨カバードコール戦略を構築しなかった場合に対し |
| | て投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、円に対する各 |
| | 新興国通貨の為替レートが下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額 |
| | の回復は為替レートに比べて緩やかになる可能性があります。 |
| スワップ取引の利用に伴うリスク | ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 α コース) |
| | ・スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、通貨カバー |
| | ドコール戦略の投資成果を享受することができず、ファンドの運用の継続が困難となり、 |
| | 予想外の損失を被る可能性があります。 |
| | ・当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が取引するオプ |
| | ションについて何ら権利を有しません。 |

Daiwa Asset Management

- ※ 後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。
- ※ 詳しくは「投資信託説明書〈交付目論見書〉」をご覧ください。

その他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考える場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

≪ファンドの費用≫

投資者が直接的に負担する費用

| | 料 率 等 | 費用の内容 |
|---------|---|--|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 〈上限〉 <mark>3.3%(税抜3.0%)</mark> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、 取引執行等の対価です。 |
| | [資産成長コース] ありません。 | _ |
| 信託財産留保額 | [通貨αコース] <mark>0.20%</mark> | 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | 料 率 等 | 費用の内容 | |
|--------------|--------------|-----------------|---|---|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | | | 年率1.1825% (税抜1.075%) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | |
| | | | | | |
| | (税抜) (注1) | 販売会社 | 年率0.75% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価です。 | |
| | | 受託会社 | 年率0.025% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | |
| | | †象とする 言託 証 券 | [資産成長コース] 年率0.495%程度 [通貨αコース] 年率0.575%程度 | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。 | |
| | | | [資産成長コース] <mark>年率1.67</mark> [通貨αコース] 年率1.75 | | |
| その他の費用・ | | | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・ オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合 の費用等を信託財産でご負担いただきます。 | |

- (注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- (注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 |
|-------------|---|
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース) |
| | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり) |
| | ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 a コース) |
| | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1 万口当だ |
| | り) |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ① ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 |
| | ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 |
| | ※ただし、購入申込については、当ファンドの運営および受益者に与える影響を考慮して受付けを行 |
| | なうことがあります。 |
| | (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。 |
| 購入·換金申込受付 | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対 |
| の中止および取消し | 象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関す |
| | る障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた関 |
| | 入の申込みを取消すことがあります。 |
| スイッチング(乗換え) | [資産成長コース] 、[通貨aコース] の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。 |
| 繰上償還 | ●主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の |
| | え、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 |
| | ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 |
| | 信託契約を解約し、繰上償還できます。 |
| | ・ 受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 |
| | ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき |
| | ・ やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配 | ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース) |
| | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 |
| | (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱 |
| | い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下る |
| | ر١° |
| | ・ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 a コース) |
| | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 |
| | (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱 |
| | い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下る |
| | ر۱ _۰ |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |
| | 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1 |
| | 月1日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。 |
| | ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

≪収益分配金に関する留意事項≫

◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

> 投資信託で分配金が 支払われるイメージ

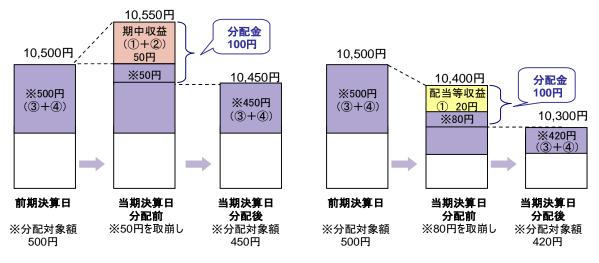


◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになり ます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

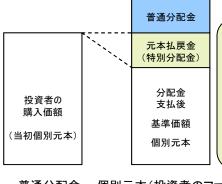
前期決算日から基準価額が下落した場合



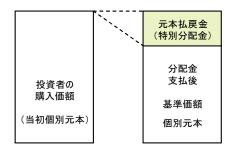
- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配 準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の

(特別分配金) 額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、 投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失 は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ► 大和アセットマネジメント フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) 当社ホームページ
- https://www.daiwa-am.co.jp/

2023年12月29日 現在

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース) ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 α コース)

| | | | 加入協会 | | | |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 販売会社名(業態別、50音順) (金融商品取引業者名) | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会 |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | 0 | 0 | 0 | 0 |